



Title	ムードとモード : スペイン語における法性をめぐって
Author(s)	出口, 厚実
Citation	Estudios Hispánicos. 1981, 7, p. 59-71
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93601
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ムードとモード：スペイン語に おける法性をめぐって

出口 厚 実

0. 最近の叙法研究の高まりと共に、数多くの新しい問題が提起され、見過ごされ勝ちであった法使用の細部事実を含めて、その深底にある根本原理を見出そうとする議論が活発である。ただ、その論点は動詞の形態対立の一要素としての叙法 (mood, modo), i.e. 法 marker の機能に限られている。例えば (1 a, b) で下位文動詞が異なり、それぞれ *sepan/saben* である。

(1) a. Es lamentable que no sepan esto.

b. Lo (que es) lamentable es que no saben esto.

直説法 (IND) を主張に、接続法 (SUBJ) を非主張に還元する“法の一元説”¹⁾を援用すれば、(1 a) 文が、叙実補文を支配する述語 *ser lamentable* に関連して SUBJ をとるのに対し、(b) は通常の *copula* 文と同じく、*ser* に後続する部分が新情報として‘主張’されるために IND が出現すると説明できるかも知れない。「法」へのアプローチを、このような IND・SUBJ 両動詞形の意味・統語的解釈に狭く限定することなく、法性 (法カテゴリーと法表現) 全体と法マーカーがどのように係わるかを調べるのが本稿の目的である。

1. 法(助)動詞のモード

スペイン語文法論の中で法助動詞 (*auxiliar modal*) なる範疇が有効か、必要かに関して少なからぬ関心があった。だが論議の中心はその“助動詞性”をめぐってであって、大方の結論は、動詞の枠外にある特別なカテゴリー *Aux* を否認する方向にあると考える (Klein 1968, Schrotten 1974/5)。筆者がここで重視したいのは、むしろその“モード”性の方であり、純粹な動詞であるものを含めて、法的と分類されるのは何故か、ムード (叙法) とどのような関係に立つかという点である。

R. A. E. (1973) は3.12節動詞迂言法の中に法動詞 (verbos modales) のための一項を設けている (p.450)。そこでは不定詞を支配することができ、その不定詞に対し主語の態度を示す意味的修正を加える動詞が法動詞と呼ばれる。(2)の各文における *deber, querer, saber, poder* ²⁾ が文の明示的な‘法’ *modus* を指示し、不定詞は表現の本質的内容 *dictum* であると規定する。

(2) a. *Deben ser las siete.*

b. *Quieren trabajar.*

c. *Saben trabajar.*

d. *Pueden trabajar.*

文を心理的態度 *modus* と表象内容 *dictum* に2分割する手法は伝統的に動詞叙法を定義する際の基本原則としても利用されており (cf. Gili Gaya 1961: 131, RAE 1973: 454), *modal* と *modo* は、当然、無関係であり得ない。*Esbozo* の次の一節に見られるように、ムードは‘法’ *modus* の一つの実現手段であって、「法形態素」(その語形と機能) を指すべく使用されるのが常である：

(3) *Entre los medios gramaticales que denotan la actitud del hablante respecto a lo que se dice, se encuentran las formas de la conjugación conocidas por antonomasia con el nombre tradicional de modos.* (RAE 1973: 454)

論理的なあるいは発話行為上の区別に留意した、Modality/Proposition, Operator/Nucleus, Propositional type/Propositional content ³⁾ などの用語も又、類いの2分法として利用される。名辞と関係概念から成り立ち、真偽値の決定可能な文の中核部分を‘命題’、他の部分を‘法’に分離することに必ずしも自明の基準があるわけではなく、時制・否定・相・数量詞 *etc.* の位置付け方には問題が多々ある。断定(主張)、質問、命令等の発話行為に直接関連する要素が、上述の2対立で、Modality 部門に属することは間違いないようであるが、これらと「話者の態度表現」と称されるものは同じ内容なのか、また話者の対命題判断と聴者向けの態度とを常に切り離さなければならないのかも疑問である。混然とした Modality の内部構成を分析検討することは拙論の能力を超える大事業なので、確かにその一部であるはずの、そしてスペイン語法形態素と最も深く係わっている、命

題に対する話者の真偽判断をモダリティの一つとして見ることにする。厳密な意味では、これが唯一の *modality* であるとする立場も考えられる。

ところで、法分類や文の類型化 (v.g. 疑問文, 平叙文, ……) に常套される『話者 (話し手) の態度, 主観的見解 (la actitud, el punto de vista subjetivo del hablante, del que habla ante ~)』という表現は, そのまま額面どおりに受け取ることができないことが多い。文 (2a) は誰によって発話されても, 直接引用である旨の明示的文脈がなければ, 常に命題 ‘*son las siete*’ に対する話者の判断を示している。しかし発話者は (2b, c) の *querer, saber* でもって, その *dictum* ‘彼らが働く’ に何らかの態度を直接表明しているとは考えられない。動詞 *quieren, saben* は不定詞補文に関する, 主語である “彼ら” の心理・認識のある種の状態を示すだけで, これらの動詞は 1 人称単数形で現われる場合のみ, たまたま話者の *modus* を指示できると言える。

もう一つの問題は, ‘態度’ とはどの範囲を言うのかの不明確さである。Gili Gaya, RAE は *soler, intentar, mandar, desear, prometer, esperar, proponerse, procurar, pretender, pensar, temer, necesitar, recordar, etc.* 意味的に雑多な補文支配動詞を列挙し, それらを枠付ける形式的な手順も, 意味の基準も判然としない。話者が命題の提示に際し, どのような発語内行為を行ない, いかなる効果をめざすかの, 多岐に渡る遂行的部分の色分けをここでは捨象し, 命題の真偽に関する話者の判断を示す内容を法 (概念) と呼び, その文法上の範疇化を法カテゴリーとする。法カテゴリーの様々な統語・形態的実現を法表現とみなす。そして法概念, 法範疇, 法表現の *cover term* 「法性」が文構造とどのように係わるかを検討する。

2. 法的述語のクラス

La Verghetta (1976: 3) は法 (助) 動詞と叙法の関係に着眼したが, (4)(5) 文に含まれる陳述緩和的法助動詞 (Epistemic Modal) と叙法とは異質なものと結論づけた。

(4) Ud. debe ser muy flojo.

(5) Puede (ser) que tenga el libro—no estoy seguro.

両者は共に内容の外側にあり, また命題に対する話し手の見解を表わすも

の、v. g. (6 a) に比べて、(b) は命題真理への接し方が、もはや *assertive* (a claim to truth) とみなされないほど弱化しているという理由で、モードは、基底真理 (*underlying truth*) の表層実現である *mood* と同列に論じられないとしている。

(6) a. Son las cuatro.

b. Deben ser las cuatro.

真実性の否認からも派生する接続法も又、叙法的一种であるから、主張の度合いが微弱であることで以て、その法性を否定するのは適切でないと思われる。尤も、La Verghetta の意図は (6 a) の IND 動詞が内包する *mood* 性 (i. e. 真理値プラスへの傾き) は (b) にはないという事実を指摘することにあつたのかも知れない。

蓋然性・可能性を表わす *deber, poder, haber de + inf.* は、むしろ、最も‘法的’な構成素であるとみなせる。何故ならば、動詞主語の如何にかかわらず、文 (7) で *deber* の意味解釈は常に話者の立場からの対命題判断を表示しているからである。

(7) Debe
 Debes } (de) estar cansado(s).
 Deben }

表層主語は、しばしば「主語繰り上げ変形」で説明されるように、命題に属す論理関係にその源をもち、主張者でも陳述者でもないのが普通である。命題真性の予想者は文法的に明示化されることを拒む。

(8) a. María debe tener veinte años.

b. *María me debe tener veinte años.

上文の‘*debe*’は“彼女がそのように判断する”という読みをとらず、話者判定の存在が人称・数標識によって危くされることはない。また、補文は常に不定詞形で、従って“無法”である故、主文動詞が単独で法性を担うという意味で、強い法性を有すると言える。

一方、(9)(10) に例示されるような *ser posible, poder (que), ser probable* 構文も話者の確率論的推定を述べる文である。

(9) Es posible que vengan mañana.

(10) Puede que vengan mañana.

しかし、このタイプの文では主文動詞を無標の3人称単数形に固定するこ

とによって、消極的に話者に絡まる恐れのある文法関係を *matrix* から排除するという事実から、逆に法的な力は幾分劣るように思われる。両文とも *deber* と同様、話者を文中に明示できない。

(9) a. * *Me es posible que vengan mañana.*

b. * *Soy posible que vengan mañana.*

(10) a. * *Me puede que vengan mañana.*

b. * *Puedo que vengan mañana.*

‘*ser* + 形容詞’ 型の法述語は不定詞補文に従えるのが困難である。

(11) a. ? *Es posible venir mañana.*

b. ? *Es probable venir mañana.*

これは、殆ど常に補文の法 *marker* と協同して‘法’を具現していることを意味し、述語自身の法性がやや弱いことの証左である。前述の2型式のどちらの構文にも使用されるのが *poder* である。

第3の法的述語クラスは *parecer* で代表される。この動詞は(7)に平行する *Raising* 構文として現われる時、話者は推定者として常に隠在する。

(12) a. *Parecen creerlo.*

b. * *Me parecen creerlo.*

予想されるように(12a)に *me* を前置すると非文法的になる。また *parecer* は(9)(10)に対応する3人称単数固定の形式も許す。⁴⁾

(13) *Parece que ellos lo creen.*

第1・第2両タイプの述語と異なるのは(14)のように、命題に判断を下す当事者が表層構造に姿を見せ得る点である。これは *parecer* の話者志向性が弱く、顕在的な文法手段による話者の表出と抵触しないためであると考えられる。

(14) *Me parece que ellos lo creen.*

最後に、*creer*, *suponer* 等の信念・想像を表わす非法動詞を法的に使用する、最も弱い法述語のケースを見る。

(15) *Creo que vendrán mañana.*

(16) *Cree que vendrán mañana.*

この種の構文では、対命題判断を示す者は統語的に明示される必要がある。顕在話者は、*parecer* で間接目的語として実現される〔cf.〕(14)のに対し、*creer* では意味上、より活動的、意志的な役割と結びつき易い文法関係で

ある主語が割り充てられる。純粹な法性を帯び得るのは主語1人称単数＝話者の場合に限定され、文(16)は(13)に類した“私には思われる”という解釈ができない。次の相違も両タイプの定主語を要求する度合と関係する。

(17) * Se parece que vendrán mañana.

(18) Se cree que vendrán mañana.

動詞 *creer*, etc. は *se* を付接化することにより始めて主語の非特定化が達成され、それは話者指向の弱体性の裏返し、即ち主語指向性の強さの顕われだと考えられる。第2グループ及び *parece* + inf. などの補文主語構文もまたこの非人称〔不定人称〕的 *se* と両立しない。

3. もう一つの法カテゴリー：推定法

序節で触れたように、叙法が議論の対象となってきたのは、p. ej. *amas/ames* の両語に内在するとみられるような接辞法形態素をめぐってであった。

(19) IND SUBJ

a. *amas* : *ames*

b. *amabas* : *amaras* (*amases*)

一貫して IND 又は SUBJ をマークする法接辞は規則動詞のパラダイム中にも見当たらないが、各法形の対立は組織的であり、(19) は抽象レベルでの形態表示として (20) を持つと仮定しておこう。

(20) a. *amas* *ames*

am + PRES·IND + 2 sg : *am* + PRES·SUBJ + 2 sg

b. *amabas* *amaras*

am + IMPERF·IND + 2 sg : *am* + IMPERF·SUBJ + 2 sg

動詞の法形態素と時制形態素は相互依存の関係にあり、互に離れて自立できないと一般化される。⁵⁾ しかし、法カテゴリーが接辞化されて実現するのは、定説となっている IND/SUBJ の2叙法だけだろうか？

(6) a. *Son las cuatro.*

b. *Deben ser las cuatro.*

(21) *Serán las cuatro.*

文(6b)の(a)文に対する関係は明らかに(21)の(6a)文に対す

る関係に類似している。即ち、(21) は命題 *ser las cuatro* を断定せず、話者の推測として述べている。動詞語形, *serán, amaré, tomarás, etc* に含まれ、音形 *-re-*、又は *-ra-* で具現される伝統的な未来時制標識を仮に FUT と呼ぶならば、(21) 文における FUT の働きは、小論の規定では、正しく‘法’的である。FUT は必ずしも発話時以降の時間に言及せず、現在時制で表現され得る時間であっても構わない。

(22) *Estará ahora en casa.*

そこで (21)(22) の各文の動詞は陳述緩和的法形態素を内蔵するとみなせるだろう。これらに「時制」形態素が含まれるとすれば、それは‘現在’ marker で、この法性と‘過去’が結合した Conditional 形 (i. e. 形態統語的に PAST と FUT を合成⁶⁾) を含む文 (23) と対照される。

(23) *Serían las cuatro.*

未来時制は本質的に推定の性格を持ち、これが時間の枠をはずされれば、容易に法性に転化し得ることにはうなずける。時制 marker が法的に使用されるのか、法標識が時制の代用として働く⁷⁾のかは軽々に速断できないかも知れないけれども、法的解釈そのものを否定できない以上、*amaré, amarás, amará ……* は法的一种として (19) の schema に参加して当然であろう。これらの marker で話者が示す判断は直説法よりも主張性が弱いので「推定法 (EPIS)」と名付けることにする。⁸⁾ 動詞屈折パラダイム全体の中で、推定法の時制種類は接続法と較べ遜色なく、直説法に見られる、過去時の‘相’対立がないだけである。

(24) 法の paradigm (amar の 1 sg 形)

	IND	EPIS	SUBJ
現在	amo	amaré	ame
過去(完結)	amé		
(不完結)	amaba	amaría	amara (-se)
現在完了	he amado	habré amado	haya amado
過去完了	había amado	habría amado	hubiera amado
	[IND 直前過去は省いた]		(-se)

4. 法表現の多様性

法の語彙範疇は動詞・助動詞に止まらない。Sí, no, tal vez, ciertamen-

te, seguramente, posiblemente, probablemente, quizá, acaso 等の法副詞(句)が独立文に現われるとき、動詞接辞の法形態素と弱い共起関係にある。また形容詞にも法的意味を原義とするものがあり、cierto, seguro, probable, posible, imposible は cópula の ser/estar と共に § 2 の法的述語を形成できる。(25) ~ (28) の各文に見られる creencia, etc. のような法名詞も存在する。

(25) Tengo la creencia de que llegará a tiempo.

(26) Tengo la seguridad de que llegará a tiempo.

(27) Tengo la certeza de que llegará a tiempo.

(28) Hay posibilidad de que llegue a tiempo.

否定成分を含んだ接続詞は多少とも法性を帯びるが、中でも不純物が最も少ないのは sin (que), ni である。antes (de) que, a menos que, a no ser que にも否定の法が含意されているものの、「条件」その他の意味領域をも提示しており、法的接続詞とするのは無理であろう。語形成要素としての接頭辞にも法性が具現することがある。infeliz, intolerable, irreal などに含まれる /in/ は、例えば命題 'X es feliz' に対し否定要素が形容詞内に編入されたと見ることができよう。⁹⁾ 動詞が編入否定を蒙る例として dudar, negar がある。

独立文構成素としての法表現と動詞接辞形法 marker の間には、当然のことながら、統語的 behavior に目立った差異が存在する。語彙的法性は対比的に接続され得る。

(29) No dudo sino niego que vengan mañana.

(30) No afirmo, pero creo que vendrán mañana.

(31) No es imposible sino más bien muy probable que vengan mañana.

(32) Creo y estoy seguro de que vendrán mañana.

(33) Tengo no sólo la creencia, sino certeza de que vendrán mañana.

一方、法 marker は単独で叙述的機能あるいは新情報を伝達する能力を欠く事が (34) ~ (38) 各文の非文法性でわかる。

(34) * Pedro está pero su esposa estará en casa.

(35) * No sé si Carmen está o estará casada.

(36) * Quizás venga o viene.

(37) * Ellos vienen o vendrán mañana.

(38) * No creo que vengan, sino no creo que vienen.

ところで前出 (2 a) (4) (5) 文に現われる *deber* etc. の法表現には、それ自身の内部に IND マーカーが隠れている。この場合、話者の判断が文中に2度表明されていると考えるべきなのであろうか。動詞に内包される法接辞が恒常的な強い意味指示機能を欠くことは (34) ~ (38) の例からも証明されるが、特に直説法 marker は法対立の無標項として blind syntactic rule に負う場合があると考ええる。つまり、法(助)動詞 '*deber*' の語彙的意味で、文 (7) の命題に関する法概念が表わされていて、IND marker は積極的に何も標示していないとみなし不都合はないだろう [cf. 拙稿 (to appear, c)]。

(7) Debe (de) estar cansado.

多くの場合、unmarked mood の直説法が話者の命題真理への共感であるのは不思議ではない。それは我々の信じる事柄を相手に伝達することの方が疑っている命題を聴者に示すことより、自然なコミュニケーションの有り方であるからである。また話者が一命題に同種のあるいは全く異質な2つの判断を行なうのは冗語か自己矛盾である。 '*deber*' の法意味が直説法のそれと完全に重なり合うわけではないので、一種の Agreement により余剰的に法表現を重複させる便法も不適である。¹⁰⁾

(39) * Es cierto que deben ser las cuatro.

(40) * Es seguro que deben ser las cuatro.

(41) ? Estoy seguro de que deben ser las cuatro.

上の各文が十全な受容性を持たないのは、法的な修正を加えた文の上に法表現を重ねるのが不自然であることを意味する。 *Deber* を含む法性文と不定詞補文を支配する法述語との共起は一層困難になる。

(42) a. * Parece deber ser las cuatro.

b. * Debe pareter ser las cuatro.

(43) a. * Puede deber ser las cuatro.

b. * Debe poder ser las cuatro.

以上の考察から、(7) のより深い意味構造において、話者が '*él está cansado*' なる命題について、同時に推測と主張の2つの態度をとったり、

[[推測している] ことを主張する] と分析する強い根拠はないように思われる。

5. 法概念とその実現

法概念が、それを具現する代表的な語彙を基礎にして、いくつかの *natural class* に分類できるのか、不確定な中間域をもつ連続的な ‘squish’ 状況を呈すのか詳かでない。¹¹⁾ ただ法の最も文法化された現われである法 *marker* にまで関与するカテゴリーは3種（直説法, 推定法, 接続法）と考える。否定 (*neg*) は法範疇の一つである事に疑いなく、様々な実現（副詞 *no; nadie, nada, sin, etc* の編入部分）を持つ。法性と動詞法 *marker* の間には、名詞句・動詞呼応に比せられるほど厳密な形式的連動関係が認められない。少なくとも単純な統語的複写プロセスで以て、呼応形態素 *EPIS, IND* を付与できないことを (44) は示唆する。

(44) a. *Creo que vendrán.* [EPIS]

b. *Creo que vienen.* [IND]

即ち、一定の統語的特徴をもつ語彙 *creer*, あるいはそれを含む意味クラスが法標識を *trigger* するという一般化が不可能であるからである。

また *no* が法性の一表現であるとしたが、*no* の生起は直ちに特定の法 *marker* と結びつくのではなく、3種の *marker* のいずれとも共起できる。その選択を条件づけるのは、話者の側からの真偽値判断で、大略、次のように公式化できるであろう。

(45) a. 強い真性 → IND

b. 弱い真性 → EPIS

c. 隠否性¹²⁾ → SUBJ (+ *no*)

d. 弱い偽性 → EPIS + *no*

e. 強い偽性 → IND + *no*

(45 c) 層に内在する *neg* は表層に必ずしも顕になるとは限らない (p. ej. *es posible que, puede que vs. niego que, no creo que*) が、(d, e) 段階では偽性の表出は *no*, その他の否定語などとして必ず顕在する。上図 (c, d, e) はいずれも否定要素を含んでいるが、*neg* と命題の近さがその偽性の強度と相関しているため、(46) のように書き直してもよい。

(46) *neg · · · · p* }

$$\begin{array}{l}
 \text{neg} \cdot \cdot \cdot \text{p} \\
 \text{neg} \cdot \cdot \text{p} \\
 \text{neg} \cdot \text{p} \\
 \text{neg p}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{neg} \cdot \cdot \cdot \text{p} \\ \text{neg} \cdot \cdot \text{p} \\ \text{neg} \cdot \text{p} \\ \text{neg p} \end{array}} \right\} \Rightarrow \text{SUBJ}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{neg p}
 \end{array}
 \Rightarrow \text{EPIS, IND}$$

法呼応 (Mood Agreement) は、仮に存在し得るとしても、cross-clause な非常に深い意味的範疇が「呼詞」¹³⁾ とならなければならない、呼応パターンの中でも特異な形相を示すであろう。法 marker が事象の起きる確率を絶対値の大小に基き評価しているのではないことは明白である。Si 節の IND, v. g. si vienen……が50%の蓋然性で起きるとすれば、独立主文中の vienen の蓋然性は遥かに高い値であるはずである。一方、si vienen……と si vinieran の間には確然とした相違があるのに対し、副詞 acaso, quizá (s) を含む主文における IND/SUBJ の対立で示される法概念の幅は極めて小さい。

結論として、法標識はスペイン語‘法体系’の一小部分に過ぎず、与えられた法語彙や統語的な法的環境の枠に縛られながら、その法性を再度確認したり、必要に応じ微調整する装置と言える。

〔注〕

- 1) 拙稿 (to appear, c) は Terrell and Hooper (1974) に代表されるこの仮説に対する批判と、違った角度から分析した試案を扱う。
- 2) これら4動詞は Lenz (1944), Gili Gaya (1961), RAE (1973) が共通して modales の代表例に挙げているものである。
- 3) それぞれ, Fillmore (1968), Seuren (1969), Katz (1977) の区分法。Modality の概念の歴史と文法構造の関係については, cf. Rivero (1972)。
- 4) parece que 文の補文主語が話題化を受けて文頭へ出される場合, これを主文主語のように統語的に再解釈する傾向がある。Bolinger (1972: 73-4) によると, 3人称複数形は一般に許容されるが, 1人称単数形は大部分の native speaker に斥けられるという。
 - i) Ellos parecen que han perdido el dinero.
 - ii) *Yo parezco que estoy enfermo.
- 5) 逆に見れば, 時制のない所に法は存在せず, 法を欠く動詞 (i.e. 不定詞, 現在分詞, 過去分詞, 命令形?) は時制を持たない。動詞を構成する諸成分の形態・統語的分析について詳しい議論は拙稿 (1977, 1979b) を参照されたい。
- 6) 条件未来形には少なくとも PAST と FUT の両成分が含まれると考える。cf. 出口 (1977: 18)
- 7) La Verghetta (1976: 53-4) は, 純粋な法形態素とみなされる SUBJ marker が未来時制を, IND 形態素が現在時制を標識化すると見られるケースが存在する,

と指適する。

- 8) *deber* (*de*), *haber de* がその epistemic 用法において、推定法に対応する法(助動詞)なのか IND に近いのかは微妙で、次の2文の対照が興味深い。

i) *Debe ser que estás cansado.*

ii) ?*Debe ser que estarás cansado.*

- 9) *neg* の位置による文意の相違は、出口 (to appear, c § 2.1. 否定と否定的態度) で明らかにしたように、表層の法実現と深い繋がりがある。
- 10) 規範上は誤用とされる *¡Pueda ser!* における *poder* の SUBJ は、このような‘法の感染’による二重言及の例ではないかと見られる。
- 11) Horn (1978: 194) で、英語の同種表現に対する強弱 scale の提案がある。
- 12) 真性と偽性の中間にあり、緩和された否定的態度や命題に対する間接的・遠離化された否定を包括的に隠否性と呼ぶ。cf. 拙稿 (to appear, c)
- 13) 「呼詞」の定義や呼応を一般的に規定しようとする試みについては、出口 (1979 a& to appear a, b) 参照。

(1980. 8. 10)

REFERENCES

- Bolinger, Dwight (1972): The syntax of *parecer*. – Albert Valdman (ed.) *Papers in Linguistics and Phonetics. To the Memory of Pierre Delattre*. Mouton., pp. 65–76
- 出口厚実 (1977): 基底時制と表層時制—スペイン語時制体系の形態・統語・意味論的素描—*Estudios Hispánicos* 4, 15–28
- (1979 a) : 呼応の種類(その1). —大阪外国語大学学報 vol. 45. 1–17
- (1979 b) : 動詞の内部構造と付接辞嵌入について—*Estudios Hispánicos* 6, 19–32
- (to appear, a) : 呼応の種類 (その2)
- (to appear, b) : 呼応の種類 (その3)
- (to appear, c) : 接続法と隠否性: スペイン語叙法分析の一視点。
- Fillmore, Charles J. (1968): The case for case. – E. Back and R. T. Harms (eds.) *Universals in Linguistic Theory.*, 1–88
- Gili Gaya, Samuel (1961): *Curso superior de sintaxis española*. Biblograf, Barcelona.
- Horn, Laurence R. (1978): Remarks on Neg-Raising – Peter Cole (ed.) *Syntax and Semantics* 9, 129–220
- Katz, Jerrold J. (1977): *Propositional structure and illocutionary force*. The Harvester Press.
- Klein, Philip W. (1968): *Modal auxiliaries in Spanish*. Studies in Linguistics and Language Learning IV. University of Washington. Seattle.
- LaVerghetta, Raymond Charles (1976): *The surface structure realization of semantic categories. A Study of truth and reference in Spanish*. Ph. D. dissertation. Georgetown University.

- Lenz, Rodolfo (1944): *La oración y sus partes*. 4a ed. Editorial Nacimiento.
- Real Academia Española (1973): *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española*, Espasa-Calpe, Madrid.
- Rivero, María-Luisa (1972): Remarks on operators and modalities. —*Foundations of Language* 9, 209–241
- Seuren, Pieter A. M. (1969): *Operators and nucleus*. Cambridge University Press, London.
- Schroten, Jan (1974/5): En torno a los verbos perifrásticos del español: un análisis sintáctico transformacional. —*Revista de Filología Española* 57, 35–61
- Terrell, Tracy and Joan Hooper (1974): A semantically based analysis of mood in Spanish. —*Hispania* 57, 484–494